

## 経済対策に盛り込む規制・制度改革についての意見書

### 1) 町屋・古民家を活用した宿泊施設に対する旅館業法の規制緩和(玄関帳場要件緩和)について

- ・ 玄関帳場の設置義務については、旅館業法施行令第1条4に明記されており、宿泊者が従業員と面会し部屋の鍵の受け渡し等を行うことにより、不審者の出入りを制限でき、安全性が保たれます。
- ・ 旅館業法第6条において宿泊者名簿の備え付けが義務付けられており、また、テロ対策の一環として、国内に住所を置いていない外国人宿泊者のパスポートの写しを保存するよう、行政より厳重な指導を受けています。玄関帳場を宿泊施設以外に設けた場合、例えば宿泊者全員の面接を条件としても、必ずしも宿泊客と同一であるとの保証は得られません。よって、宿泊施設の玄関に帳場を設けるべきです。
- ・ また、これとは別に、京都において既に営業をしている町屋においては、「宿泊施設ではなく、貸家です」として営業している例が見られます。寝具の提供等は旅館業法上、宿泊営業であり、問題があります。

### 2) 田舎暮らし体験民宿にも農林漁業体験民宿と同様の規制緩和(客室延床面積33㎡以上)を適用する件について

- ・ 伝統工芸品の製造事業者が体験民宿を開業する際にも規制緩和をとることで、伝統工芸、特に陶芸については、既存の旅館の多くで体験が可能です。その他、機織や染色等もこれを取り入れ体験のできる施設は多くあり、敢えて体験民宿を開業する必要がありません。
- ・ 旅館営業施設においては、換気・採光・照明・防湿・衛生面等の徹底を図るため、様々な努力をしております。一般家庭の狭小な部屋を宿泊施設として提供した場合、これら衛生面の確保ができるのか大変疑問が残ります。旅館営業者は旅館業法その他関連法令を遵守し営業を営んでいます。旅館業法を持たない施設が安易に宿泊施設を営業することについては、国民の公衆衛生の確保をするためにも、断固反対いたします。
- ・ 過疎化・高齢化が進む小集落での問題については、国策として農業保護と活性化に取り組むべきです。

平成22年12月21日

全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会

会長 佐藤 信幸

## 旅館業の関係法令

### 1) 旅館業法

旅館業の健全な発展を図るとともに、利用者の需要の高度化及び多様化に対応したサービスの提供を促進し、もって公衆衛生及び国民の向上に寄与することを目的としてしております。旅館業とはホテル営業・旅館営業・簡易宿泊営業あります。

### 2) 消防法

旅館業の基本は利用者の安全を確保することであり、旅館・ホテルは「特定防火対象物」に入ります。常に現行基準に合った消防用設備にする義務があります。

平成15年10月1日施行の「防火優良認定証及び防火基準点検査済証の表示制度」が導入され、防火対象物の公示及び表示の法制度が義務化されております。

### 3) 食品衛生法

食品に起因する衛生上の危害の発生を防止し、公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としております。平成15年には大幅に改正され、食品の安全性確保のための施策が強化されました。

旅館厨房なども食品等事業者としてより一層の安全確保の努力が要求されております。具体的には、仕入先の名称など必要な情報を記録、保存するよう努めなければならないことや、食中毒発生時にその記録を国や自治体へ提供、販売食品の破棄など措置を的確、迅速に行うよう努めなければならないと定められております。

### 4) 食品安全基本法

食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進するため平成15年に施行されました。

国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に、食品の安全性の確保のために必要な措置が講じられております。

### 5) 大規模地震対策特別措置法

大規模地震から国民の生命、進退及び財産を保護するために地震対策強化地域を指定していますが、強化地域内における旅館は、地震防災応急計画を作成しなければなりません。

## 6) 建築基準法

建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もって公益の福祉の増進に資することを目的としております。旅館は特殊建築物と指定され、安全のための基準に従った建築をしなければなりません。

## 7) 食品循環資源の再生利用の促進に関する法律

平成13年5月1日に施行され、飲食店営業など食品関連事業者が、食品廃棄物の発生の抑制、再生利用、原料に取り組むことが求められています。基本方針として、平成18年度までに年間排出量の20%削減の数値目標がたてられました。

年間排出量100t以上の事業者が目標を達成できなければ「取り組みが著しく不十分」として勧告・命令の対象になります。

## 8) 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律

平成15年4月に新設・改築するホテルなどにバリアフリー対応を義務付けることを目的とした法律です。特定建築物を新設や改築する場合にはバリアフリー対応をすることが努力目標としてあげられ、その中でも「特別特定建築物」として政令で定められた場合には必ず守る義務があります。

## 9) 温泉法

温泉を保護し利用の適正を図る目的で定められています。

## 10) その他

「観光基本法」・「国際観光ホテル整備法」などによる、訪日外国人客に対応した施設基準やサービスの充実に関する法令。

「下水道」・「温泉排水に関する水質汚濁防止法」、お客様の個人情報の保護に関する「個人情報保護法」、「容器包装に係る分別回収及び再商品化の促進などに関する法令」、「暴力団による不当な行為の防止」「風俗営業の規則及び業務の適正化等に関する法律」等業界独自法律規制があります。

勿論、企業としての雇用関係・労働安全関係等の法令順守にも努めております。